



「実は調査で問題のあった事業所についてはABCのランク付けをし、Cについては毎年調査をする事になるんデ…」と社保事務所・適用調査課の調査官が呟きました。年金の未納・未加入

問題に端を発した社保庁改革でトップに大手損保の社長が就任し調査の体制が変わった事はこのニュースの今年4月号でもお知らせしましたが、最近報じられる改革案では保険者

「インターネットを使った県入札の電子申請はできれば遠慮して欲しい…添付する納税証明等がまだ紙でしか出ないのだから、申請書1枚だけ電子申請しても結局あとは紙の書類を郵送して貰わねばならず、かえって煩雑になるんですよ…申請期間も短いし…」とは県の担当者の率直な話です。昨年度は電子県庁のかけ声に従って県外業者について受付をしてみましたが、2月は県の担当課がまるでインフォメーションセンターのよ

うに運営主体を国から県に移そうとし、地方の知事等から反発の声が出ています。一方保険料の適正な収納や加入モレを防ぐための調査は段々厳しくなっています。ただ調査のやり方は社保事務所によ

社保事務所によって「アリが? 厳しくなった調査



12月~1月 やり紙で電子申請 の県入札 時期尚早

ってバラつきがあり、源泉所得税や決算書との整合性まで調べる所と賃金台帳・出勤簿だけの所があり、都市部の社保事務所ほど調査が浅くなる傾向があります。手が廻らないというのが実情でしょうが、とにかく釈然としませんね。

うになり忙殺されたというのです。電子申請したもの

の結局通常の申請に切り替える業者が続出した、との事で環境が整うまでは従来の方法がいいようです。また今回から市町村宛指

名願の申請書は県が事前に受付印を押したものとのコピーに必要書類を添付して提出するようになります。手続きが簡略になりますので、県下全市町村に申請しても7~8万円の手数料で手続きが可能に!!

